

令和4年2月25日（金） 開会15:00 散会17:55	
出席委員	真栄里 保、瀬長 宏、伊敷光寿、楚南留美、徳元次人、新垣亜矢子、宜保安孝、新垣繁人
欠席委員	大城吉徳
参考人	●●●●●
議題	①陳情第1号 市役所内におけるパワハラ及び不当な降任人事に関する調査について (陳情) ②委員長報告について ③その他
～ 開 会 ～	
<p>【副委員長】 それではただいまから豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会を開会いたします。</p> <p>初めに、委員長欠席について報告いたします。本日、大城吉徳委員長については、身内にご不幸があり欠席となります。したがって、豊見城市議会委員会条例第12条第1項の規定に基づき、副委員長として私、真栄里が委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは陳情第1号 市役所内におけるパワハラ及び不当な降任人事に関する調査について（陳情）についての審査に入ります。</p> <p>休憩します。</p> <p style="text-align: center;">～ 休 憩 ～ ～ 再 開 ～</p> <p>【副委員長】 再開します。</p> <p>改めて、皆様こんにちは。本日は陳情者にお越しいただきました。早速、陳情者より、自己紹介及び陳情書についてのご説明をお願いいたします。</p> <p>【参考人●●●●●】 皆さん、こんにちは。●●●●●と申します。私は、豊見城南高校出身で、小さいときからずっと豊見城に住んでおります。日頃より、豊見城職員の皆様、そして市議の皆様、多くの課題を抱えた中、今回、私が陳情書を提出したことにより、このようにお時間をいただけたことに感謝いたします。今回、この陳情書提出に当たり、市民の一人として、今回の私の知人になりますけれども、今回の処分に対して、どうしても看過することができず、このような運びとなりました。決して、誰かにお願いされたとか、近いうち市長選も控えておりますけれども、市政に対しての政治的なことではなく、一人の市民として、今回の私の知人であります先輩の処分に対して陳情を申し上げたところでございます。</p> <p>【副委員長】 休憩します。</p> <p style="text-align: center;">～ 休 憩 ～ ～ 再 開 ～</p> <p>【副委員長】 再開します。</p> <p>【参考人●●●●●】 今回の市長によるパワハラ疑惑と、職員に対する不当な降任人事に関して、さき</p>	

の4項目について陳情いたします。1、報道されているような市長のパワハラ問題について、第三者調査委員会による徹底した調査を行うこと。2、同調査委員会の在り方や調査については、議会の意見を反映させた上で公平、中立に進めること。3、上記のような降任人事がほかにも存在するのか、調査及び是正を行うこと。4、分限降任処分及び懲戒停職処分1か月の量定の妥当性と処分決定までの審査は適正であったのか。陳情の理由、今回の市長によるパワハラ疑惑や役所内で発生している不当な降任人事に関する調査を求めるため。以上。

【副委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手の上、指名を受けて発言をしてください。安孝委員。

【宜保安孝委員】陳情者の●●●さん、ありがとうございます。リラックスしながらいきましょう。この陳情の中にあります1番、第三者委員会による徹底した調査を行うこととありますけれども、実は今、この特別委員会とはまた別で、市長のほうで外部の方を呼んで、第三者委員会というのが設立されて、今進んではいるのですが、この第三者委員会というのは2つの方法がありまして、今やっているものは調査ができない。その意見交換の中でこういった事案がありましたよという話をしたときに、その結果といいますか、その報告を市長に上げる。そして市長が、パワハラがあったかどうかというのを市長が判断する。とてもおかしなものです。本来であれば、同じ第三者委員会を呼ぶにしても、呼ぶ方にもきちんと日当を払って徹底的な調査が行われて、本当にパワハラがあったかどうかを徹底究明されるやり方があるのですが、それは取らなかったのですね。それについては知っていましたか。

【参考人●●●】情報を見て知っておりました。

【宜保安孝委員】この特別委員会でも、またそれぞれの議員も、やはり今からでもしっかりと、このAさんのことも含めて、しっかりと結論が出るためには、私が言ったようなしっかりとした第三者委員会の在り方をやるべきだと訴えているのですが、やはり陳情者の●●●さんからしても、このようにしっかりとした結果が出るような調査を求めているのでしょうか。

【参考人●●●】やはり議会が主張している第三者委員会による徹底した調査が必要であると思っております。

【瀬長 宏委員】お疲れさまです。何点か伺いたいのですが、具体的に中身が分からないと、私たちは判断のしようがありませんので、この陳情された方の該当する人物は誰なのか。いつの処分に対することなのか。あるいはどういう中身に納得いかないという、要するに妥当性がないという具体的な内容について、分かる範囲で説明いただけますか。

【参考人●●●】私は、職員の●●●さん、先輩とは30年来の付き合いがありまして、高校生ときから知っております。私が1年生で先輩が3年生。そのときから人間性もよく理解していて、高校を卒業してすぐ市役所に務めたのも知っておりまして、私は文化協会のほうに所属していたので、私の家族もいろいろ、公民館に携わる琉舞のサークルとか、豊寿大学入会の方々にもいろいろお世話になりながら、当時公民館の担当だった先輩にも、本当に相談に乗ってもらったり、どうしたら市民の皆さんが喜んでくれるのか。どうしたらもっとよくなるのかということ、いつも後輩とか職員の先輩

に囲まれながら考えているのを、本当に間近で見えてきたんです。何十年も豊見城市に対して、そういう気持ちを持った先輩が、今回短期間でこういう処分になったということを聞いたときに、私も同じように心を痛めて、私が何かできることはないのだろうかという気持ちで、今回、陳情書を提出したのですが、どの部署に行っても、本当にいつも対応してくれて、いろいろな人とつなげてくれて、新しく入ってきた後輩の職員も、年配の方にも、本当に温かく、人に対してとても情が厚くてということ、30年の付き合いの中で知っておりますので、このような処分が妥当であるのかということに、すごく疑問を感じておりましたので、今回、こちらにいました。

【瀬長 宏委員】お伺いしているのは、誰なのか。誰か分からないと、私たちは人事課を呼んでこの処分がどうだったのかというのを聞けなくて。いつ頃の処分の話なのか。それによってどういう処分が該当しての今の陳情なのかというのが分からないものですから、いつ頃か分かりますか。あと、陳情にも不当に降任させられた、あるいは不当人事に看過できないとおっしゃるその内容。何が不当と思ってこういう陳情に至ったのかというのが、先ほど聞いたことなのですが。

【参考人●●●】誰かということは、●●●さんです。

【瀬長 宏委員】いつ頃の？ 去年？

【参考人●●●】いつ頃の処分かと言われたら、細かくは……、申し訳ないのですが、いつ頃のこれがというあれではないのですが、私たちがたまたまお会いしたときには、仕事の意欲を失っておりまして、何があったのかという細かいことまで……、私は一般市民なので向こうもそんなに多くは語らなかったのですが、とにかく市に対しての処分がとてもつらいということ、そして私が見た●●●さんの今までの何十年の頑張りが、走馬灯のように頭をよぎって、そのときはいつの処分なのかという、ここまで私が伺うことはできなかつたのですが、どの処分がどういうふうに気に入らないのかということ、ちょっと今、具体的には、すみませんけれども。

【瀬長 宏委員】市のホームページで、令和3年7月1日で処分された40代の方の処分が、この●●●さんのおっしゃっている方に該当するのかなと想定しているのですが、この適用法令で、地方公務員法第29条第1項1号、2号及び3号で懲戒という処分に至ったと。地方公務員法第28条第1項3号の法律によって分限処分をいたしました。停職一月の懲戒処分と分限降任処分。陳情書にも、1か月の停職が妥当なのかというお話なので、その方であれば、地方公務員法第28条の、その職に必要な適格性を欠く場合に処分の対象となると。第29条の1から2、3まであるのですが、公共団体の機関の定める規程に違反した場合、そして、職務上義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合という3点が、この方は該当したというふうに処分理由が説明されていて、そうした場合には、市はそれなりにきちんとした仕組みがあつて、要するに職員の分限に関する手続及び公開に関する条例にのっとり作業をしなければならない。それに該当しました。職員の懲戒の手続及び公開に関する条例に該当したので、その辺でどういうことに当たるのかということ、当てはめたら、こういう法律に反するような行為があつたということで、その上で、市の職員の分限懲戒審査委員会を開いて、そこできちんと決定をしていくのですが、そういう一連の流れの中で、どういう手続上、これは不当だと、この処分の在り方は間違っていると、そういうふうになるのか。その辺を具体的に、分かる範囲で説明していただければ、ただ処分されたから不当だ、不当だではなくて、手続の中でこういう法律条例には反していない行為ではないとか、そういう処分はこれに該当しないとか、そういう不当性はどこにあるのかなというのが、今気になるのですが、もししないと人事課と意見交換ができないものですから、そこはどうですか。

【参考人●●●】当てはめて処分するとか、そういうことが、私も専門家ではないので、専門用語を使って細かいことにお答えできないのですが、それが、もちろん高校を卒業してすぐ市役所に務めて、言葉の不器用さとか、伝え方とか、そういうのがあったかもしれないのですが、それをいろいろなことに当てはめて処分するということと、本当にその処分が適正であったのかということとは違うと思っていますので、その辺がどうなんですかということを知りたいです。

【瀬長 宏委員】公務員ですから、法律にのっとって処分を受けるということは当然ありますので、ではそれを正式な、適正な手続を経て処分されたとしても、県の人事委員会に審査請求できるわけです。この処分は不当だということで申立てをして、そこから判断を受けて、場合によっては撤回させられる、そういうこともあり得るのですが、その人事委員会に請求、そういう手続をされたかどうか。請求したけどどういう結果だったとか、そういうところまで把握していらっしゃいますか。

【参考人●●●】そういうところまでは伺っていないのですが、●さんが心を痛めて、もちろん言いたいことも山ほどある、聞いてもらえないということも含めて、処分が適正なのかという、すぐに反論できない状況もあったのではないかとということも含めて、不器用な面も人間性として持っていますので、私がお会いしたときには憔悴しておりましたので、そこから、憔悴していたのは大分前の話ではなくて、最近までそのような状態でありましたので、反論できる状態であったかと言われたら、私もそこまで気持ちを聞く余裕がなくて、私は●●●さんが今までやったことを全部分かっていますから、気持ちだけを私は持ち帰って、何かやらなければということで陳情書を出したので、本当に処分が適正だったのか。今、●●●さんに限らず、私もずっと豊見城に住んでいますので、いろいろなうわさを本当に耳にします。今、市役所の職員とも、このことに関係なく会う機会もありますので、私も兄弟が5人いて、いろいろな面で知り合いも多くて、母親も琉球舞踊の先生をしていたり、幅広く知り合いがいる中で、今の市役所は何だかおかしいという、そのおかしいが何なのかということをお細かく、私は専門家ではないので、何がおかしいのか、そこまで各本人たちには聞けないのですが、何かがおかしいということを本当に耳にするのです。なので、今回のこの処分に限らず、本当に適正にこのことを進めた結果が●さんのこの処分になったのか。ほかにもいろいろあるのか。●さん1人に限らず、何かがおかしいということの「何か」というのが何なのだろうということ、市民として、やはり豊見城をいい街にしたい、みんな同級生も、豊見城は離れずにこちらで子どもを産んで育てているので、そういうもやもやを、もやもやと言うと表現がおかしいですけれども、そういうことをみんなが知りたい、きちんとしてほしいということです。

【瀬長 宏委員】お伺いしたいのは、先ほども申し上げましたが、本人が不利益を受けたと。そういうときには県の人事委員会に請求をすることができるわけです。その審査によって、これは妥当だという判断がある場合、あるいはこれを不当だと言って処分を取り消すことができる。あるいは、その処分は、ここは駄目だと、ここは認めるべきだということで修正、そういうふう判断する機関があるのです。そこに請求したのかも分からないということですよ。一番、一義的には、本人が落ち込んでいて、とても悩んでいるのであれば、そういうところにまずは申し立てるということ、アドバイスする人をつけて行動を起こす、それがまず第一で、私たちとしては、ホームページで発表されている方であれば、明確にどの法律に反していたということで分かるので、そういう分かる中においても、陳情者の方が、その中においても、要するに全体の奉仕者にふさわしくないという、こういう処分の中身がおかしいとか、あるいはそうではなくて、その中で言われた市の規程に、この規程に反したという、これは間違っているという、具体的にその処分のどこに不当性があるのか。看過できな

いという話なのか。職務上の義務に違反したという、そういう指摘をされたこれについては、こういうことで、こういう根拠で、これは値しない、該当しないとか、具体的な、いわば不当性、あるいは看過できないという中身について、ここが理解できない、間違えているというのを示していただかないと、私たちは次の、人事課あたりを呼んでも、この点についてどうなのかと聞けないものですから、ただ、全体の処分がおかしい、おかしいだけではこれ以上審査ができないものですから、その辺本当は、一義的には、人事委員会に行けるように作業をする。そして、そこでも認められなかった場合には、具体的にこういう指摘を不当だと。この処分の仕方は、この部分については間違っていると具体的におっしゃっていただければ、私たちも、今後の審査がいろいろと進まないものですから、そこはもうちょっと分かるようにご説明いただければありがたいのですが。

【副委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

【参考人●●●】●さんは……。

【徳元次人委員】委員長、休憩いいですか。

【副委員長】いえいえ、今、答えようとしているのに。

【徳元次人委員】だから休憩いいですか。

【副委員長】いやいや、答えようとしているのに。

【徳元次人委員】休憩いいですか。

【副委員長】いやいや、始まって、答えようとしているのに。

【徳元次人委員】休憩を求めているのに。休憩いいですか。

【副委員長】いや、彼女が発言をしようとしているときに止めないで。彼女が答えようとしているのに。これを聞いてから休憩して。

【徳元次人委員】だから、休憩いいですか。

【副委員長】いやいや、彼女が発言してから休憩して。

【徳元次人委員】ちょっと待ってください。委員長って、休憩を求めたら休憩……。

【副委員長】違う。彼女が話そうとしているのに、休憩と言うのはおかしいと言っているのに。彼女が話そうとしているのに。

【徳元次人委員】委員長、休憩いいですか。

【副委員長】彼女が話をしてから休憩を。それはおかしいよ。彼女に話させて。

【参考人●●●】すみません、ちょっともうずっと緊張していて、一旦肩の荷を下ろしたいので、休憩をお願いしていいですか。

【副委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

【新垣繁人委員】先ほど、瀬長宏委員からも質疑等がありました。まず誰なのかと。そしていつの処分なのか。妥当性がない内容をどのように考えているかという質疑等々ありました。実はこの案件、多分委員の皆さん分かると思います。なぜなら私これまで、議場でも一般質問をしてきました

し、いまさらの話ではないと思います。そもそもが。そういった中で、誰というのは、先ほどお話がありましたので分かっていると思います。元生活環境課長のことだと私は思っております。いつの処分なのか、それは先ほど、瀬長宏委員も言っていた、令和3年度に認定されたのが1件あるということ。執行部から答弁いただいておりますので、その案件だと見ております。妥当性があるかないかというところが大事ですけれども、先ほど瀬長委員は地方公務員法ですとかいろいろ述べておりました。ただ、豊見城市には規程があります。ハラスメント防止等に関する規程。その規程に基づいて、人事課は今回処分されているかと思っております。実際その答弁もありました。ですから、私もちょっときになっているのは、ハラスメントの規程の第7条のほうで、相談等への対応ということで、第5条、人事課長はまず相談等を行った職員から事情の聴取を行うなどの必要な調査を行い、相談等を行った職員の意向を、基本、まず十分配慮の上、そして当該職員に対して、指導、助言及び必要なあっせんなどをまず行うものとする。ですから、認定するにも、まず指導、助言等があったのか。そういうあっせんも含めた話合いの場をつくったのか。そういった手続を踏んで認定されたのか。また、懲戒にしても分限にしても、そういった手続の背景がある中でなされたものなのかということ。しっかり特別委員会として調べてほしいというのが委員会の求めだと思っておりますので、まずその認識でよろしいですね。

すみません、もう一度。長ったらしくお話ししてすみませんでした。簡単に言えば、特別委員会のほうでそういった諸手続がしっかり取られたのかを審議していただきたいという思いでよろしいですね。

【参考人●●●】はい、そのとおりです。

【新垣繁人委員】私もこの案件についてはいろいろ話を聞いております。内容は、指導等があったかなかったかもまだ確認しておりません。実際、人事課として。ですから、指導したしなかった、にしても、なぜしなかったのかとか、そういった事実確認をする必要があると思います。認定されたから正しいではなくて、本当にその過程が正しかったのか。背景も含めて確認する必要があると思っております。今回、陳情の下記事項の1と2ですけれども、まず下記の1が、報道されているような市長のパワハラ問題について、第三者調査委員会による徹底した調査を行ってほしいと。2点目に、同調査委員会の在り方や調査については、議会の意見を反映させた上で公平中立に進めること。この2点については、ある意味同じ内容なのかなというところもありますので、ここを陳情者に確認したいのですが、下記の1と2というのは、基本、私たち議会が訴えている第三者調査機関というのがあるのですが、私たちがこれまで公平を保つための附属機関という言葉を使っているのですが、その機関でもって私たちはやるべきだということを訴えております。その私たちが訴えている機関でもって、公平中立に調査をしていただきたいという考えでよろしいですね。

【参考人●●●】はい。議会が主張している、繁人委員がおっしゃっているとおり、第三者委員会による徹底した調査を早急にしてほしいと思います。

【新垣繁人委員】今の陳情者の思いというのは、やはり1と2に書かれているように、私たち議会がこれまで訴えてきております第三者調査委員会、種類が2つあるのですが、附属機関でしっかりと、徹底した調査をしていただきたいという思いの確認が取れましたので、あと1点確認したいのが、下記事項の3と4です。3のほうは、降任人事がほかにも存在するのか、調査及びそういった是正を行うことと、4点目が分限降任処分及び懲戒停職処分1か月の、そういった判断されたものが妥当だったのか、どうだったのかというのを、やはり先ほど言いました市のハラスメント防止対策に関

する規程にも基づいて、その手続が妥当だったのか、どうだったのか……。

【瀬長 宏委員】 確認しているわけではない、誘導しているんだよ。

【新垣繁人委員】 いや、確認ですよ。というのをしていただきたいということによろしいですよ
ね。

【参考人●●●】 はい、そうです。

【伊敷光委員】 2番目の、議会の意見を反映させた上でとあるのですが、ちょっと気になったので
確認程度ですが、議会はパワハラを認定できないのですが、その点、議会で調べることの意義がお分
かりでしたら、教えていただけたらと思います。

【参考人●●●】 認定できないというよりも、いろいろな報道で、いろいろな人から、●さん以外
にもそういうことを聞いているので、認定できないことがおかしくないですかという。

【伊敷光寿委員】 市長も、パワハラを迫及する、調査する、そういう機関もあるのですが、なぜあ
えて議会に……、陳情者のお考えなので議会がいいとおっしゃったのか、お聞かせいただけたら。お
願います。

【参考人●●●】 ここまで踏み込んでいか分からないのですが、私は市長の山川さんとも顔見知
りです。●●●さんも豊見城南高校、市長の山川さんも同じ高校でありました。昔がどうだったかと
いう話になるとちょっとあれなのですが、昔の彼を思い出すと信用できない部分が心のどこかにあり
まして、市議会の主張している第三者委員会に徹底した調査を求めたいと考えています。

【徳元次人委員】 ●●●さん、今日は、ここに来るまで大分勇気がいったと思いますけれども、本
当に切なる思いの訴え、ありがとうございます。私からも聞きたいのですが、陳情の趣旨のところを
私のほうで読み上げていきたいと思うのですが「市役所内で不当な人事がなされています。その人事
というのは、私の先輩に当たる市役所職員Aさんが不当に降任させられたという事案です。そのAさ
んを降任させるために、上司が周辺職員から聞き取りを行い、Aさんのよくないうわさなど、あら探
しをして不当に降任させられたと聞いています。私は、Aさんが長年にわたって、豊見城市のために
尽くしてきたのを見てきたので、このような不当人事は看過できません」とあるのですが、本当に尽
力をしていただいた方が、こういう処分に値したのかどうかというのが、中身について、処分に係る
プロセスにおかしな部分があるのではないかという話を聞いたということですよ。その事実は間違
いないですか。

【参考人●●●】 はい、間違いないです。

【徳元次人委員】 そういうことがあったので、わらをもつかむ思いで、どこかこういうことをきち
んと律してほしいという思いでたどり着いたのが豊見城市議会の委員会だったということですね。

【参考人●●●】 はい、そうです。

【副委員長】 ほかに質疑ありますか。新垣亜矢子委員。

【新垣亜矢子委員】 今日は、わざわざ陳情の説明に来ていただいてありがとうございます。一つだ
け。この趣旨のところ、結局先輩、市の職員Aさんに対する不当な降任人事に対して、おかしいの
ではないかと思ったのが多分先だったと思うのですが、今、私たちがやっている特別委員会での、市
長の市役所内でのパワハラについて、特別委員会で調査を始めたということによって、この陳情を
出そうと、こちらで調べてほしいということを陳情として出してきたのか。結局、不当な人事が先に
情報としてあって、この特別委員会が始まっているのでここで調べてほしいと思ったのか、この前後
が聞きたくて。

【参考人●●●】どちらが先だというのは、私の一個人として、この陳情を出す考えが先で、出した後に、こういう委員会があるということで、そこで審議していただけたらと思っています。

【新垣亜矢子委員】では本当に、Aさんのことを心配して思い立って陳情ということ为先に考えて、私たちに託すという思いで調べてほしいということでやるということなので、私は、これはしっかりと、ちょうど今調べている所なので、市役所内のパワハラについて調べていきたいと思っています。今日は本当にありがとうございます。答弁は結構です。

【副委員長】ほかに質疑ありますか。安孝委員。

【宜保安孝委員】私も●●さんを知っていますので、なぜこういった人事があったのかとおかしいと思いましたが、自分なりに調べましたら、やはり職場の中で、職員が本来やるべき業務ができていなかったりとか、これは明らかにおかしい事案。例えば、指定ごみ袋を欠品させても報告しないで業者とやり取りをしたりとか、料金を間違えて販売させたということに対して、これはちょっとおかしくないか、きちんと報告すべきだろうと言った言葉を、パワハラだと言われたとなっていますけれども、これは今、私たちが市長に対して、市長はパワハラをしているつもりはないけれども、もしかしたら、自分の声が少し熱を持って伝えたのが、相手にとってはパワハラと捉えたかもしれないということをも市長も言っていますので、やはりこれを、私は、人事課の流れ、何でそういう処分になったのかとか、●さん本人が証言してくれるのであれば、またはその担当者の、パワハラを訴えた方が、私はパワハラを受けたと思っているのであれば、参考人というか、出ていただいて、双方から話を聞くのもありかなと思います。この陳情の中でいろいろな調査とか審査をしてほしいとありますけれども、●●●さんからしたら、当事者の声も聞いてほしいという内容だと思うのですが、考え方はそれで同じですか。

【参考人●●●】はい、同じです。

【副委員長】ほかに質疑ありますか。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

ただいま陳情の説明及び陳情者に対する質疑が終了しましたけれども、本陳情は主に陳情書の記以下に示す4項目についての陳情となっておりますけれども、今後の当特別委員会の審査の報告について、休憩を用いて協議したいと思います。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

それでは、当委員会において、人事課と当事者の●●さんと呼んで事情を聞くということでよろしいでしょうか。

どうぞ。次人委員。

【徳元次人委員】その際に、人事課から方針規程も一緒につけていただきたいということを要望したいのですが。

【副委員長】分限処分の中身についても提出を求めるということで確認してよろしいですね。

新垣委員。

【新垣繁人委員】 その際、規定と、昨日、人事課のほうからこの案件を含めた話をしたときに、規程に基づいたフロー図があるということをしていました。このフロー図も一緒に出して……、フロー図です。フローチャートの図があると聞いていますので、そこもお願いしたいです。

【副委員長】 それについても求めたいと思います。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】 再開します。

今、上がっている陳情、市役所内におけるパワハラ及び不当な降任人事に関する調査について（陳情）については、継続審査としたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】 再開します。

次に、本日の議題2件目、本会議での本特別委員会からの委員長報告についてを議題といたします。2月18日開催の委員会において、委員長報告については、大城委員長より報告書の内容の決定や実施の有無等は、アンケート実施の際と同様作業チームを編成し作業を行ってもらうのか等打診がありましたが、休憩を挟み、皆さんの意見を求め、決定していきたいと思います。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】 再開します。

私が委員長のうちに汚点を残すような決定をすることはできませんので、本日の委員会はこれで閉じたいと思います。

【徳元次人委員】 不信任案出してもいいですか、待って、待って、待って、待って。

【副委員長】 閉じた。

【徳元次人委員】 待って。

【副委員長】 閉じたって。委員会閉じた。

【徳元次人委員】 決めなければいけないことはどうするのですか。

【議会事務局長】 これはおかしいですよ。

【議会事務局長】 休憩は駄目ですよ。

【副委員長】 休憩ではない。閉じる。

【議会事務局長】 閉じることは駄目ですよ。

【議会事務局長】 委員長、勝手に……。みんなに諮らないと。

【徳元次人委員】 何をやっているんですか。

【新垣亜矢子委員】 これはおかしいですよ。

【新垣亜矢子委員】 何を言っているんですか。

【**議会事務局長**】瀬長宏議員もなんでおかしいことするんですか。

【**新垣亜矢子委員**】あなた、議員として大丈夫ですか。

【**議会事務局長**】委員長ですよ、委員長。委員長がみんなに諮ってきちんとやらないと。「閉じていいですか」もやらないで閉じるんですか。

【**徳元次人委員**】何も決まっていますよ、今。

【**副委員長**】閉会宣言をやっている。

【**議会事務局長**】だから閉会宣言を、この辺の多数決をみんなに確認してくださいよ。閉会していいですかを、全部閉じてしまったら何もできませんよ。

【**徳元次人委員**】いいんですか、これで。

【**楚南留美委員**】だめですよ。

【**副委員長**】いやあ、不信任を出すと言うのに。どんどん出したらいいさ。

【**議会事務局長**】不信任案は出せませんよ。

【**副委員長**】いやいや、出すと言っているんだのに。

【**新垣繁人委員**】そういうことではなくて。

【**新垣亜矢子委員**】言ったから言わなかったからではなくて……。

【**副委員長**】いやいやいや、幾度となく言っているわけだからさ。それはあなた、そういう侮辱的なことをされて。

【**宜保安孝委員**】侮辱ではなくて。

【**副委員長**】侮辱さ。

【**宜保安孝委員**】侮辱ではなくて職務を全うできていないからです。

【**副委員長**】侮辱だよ。

【**楚南留美委員**】もう子どもみたいなことはやめましょう。きちんとしましょう、きちんとしましょう。事務局も困っています。きちんと進めましょう。

【**副委員長**】いやいや、だから不信任案から出したらどうかと。

【**楚南留美委員**】だから、そんなのはできないと言っていますからやめましょう。きちんとやりましょう。

【**議会事務局長**】これは民主主義ではないですよ。委員長が急遽閉会しますでは、どうしようもないですよ。

【**新垣亜矢子委員**】ほかにもやることがあるじゃないですか。

【**議会事務局長**】逆を考えてくださいよ。議場の議長が閉会しますなんてなったら、文句出るでしょう。これはみんなと話合っ、最終的にもう手を挙げるしかないのです、民主主義は。だから、諮り方として……。これはもうおかしいですよ。やり方自体おかしいですよ。

【**新垣亜矢子委員**】公平にきちんとやらないといけませんよ、進行を。何をやっているんですか。

【**副委員長**】では、休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【**副委員長**】それでは委員会を再開したいと思います。

先ほどの委員会運営にて、不適切な委員との対応がありましたこととおわびいたします。

それでは採決に入りたいと思いますけれども、パワハラ事案に関する中間報告については、中間報告を行うことは、既に確認がされているとおりです。この中身について、討論して採決をしたいと思います。意見……。はい、瀬長宏委員。

【瀬長 宏委員】 この間の議論の中で、パワーハラスメント等実態把握調査実施要項ということで、原則、基本的に言うと、このアンケートの内容について開示しないということで、この実施要項の中では、アンケートの内容を公開するということが一切記載されていないのに、ここも中間報告の中で報告しようという話。もう一つは、証言者何人かにお話を伺いました。そうであれば、そう言われた当事者から、市長、副市長からきちんと弁明の機会を与える、どういうことだったのかと。一定の実態把握をする上では、両方の話を聞いた上で、委員長報告にきちんと反映させるべきだと。これが、公平性が担保できるということで、こういう申出もしたのですが、それは必要ないと。証言者だけの一方の報告を中間報告でやるということは、不公平極まりないということで、こういうおことを多数決で決めようとするのは間違っていると何度も指摘をしたのですが、それを強行しようとするのであれば、我々は、採決には参加できませんので退席いたします。

【伊敷光寿委員】 先ほど、宏委員からもあったのですが、私もやはり、参考人の方は勇気を出してお話をされていたと思うのですが、議会で言う公平公正なところで、片方の意見を今聞いて、新聞などにも載って、こういう現状があります。その中で、市長、特別職の意見も、片方の意見ではなくて、もう片方の意見も聞いてから議会で発信するのであれば、議会で発信する方法を取ってもいいのではないかと思います。なので、この採決に関しては、私も採決に加われないと思いますので退席します。

(瀬長宏委員 退席)

(伊敷光寿委員 退席)

【副委員長】 それでは中間報告の中身について討論したいと思います。徳元委員。

【徳元次人委員】 今、お二人の委員から採決に加われない説明があったのですが、全くの無責任だと思ひまして。我々のこの特別委員会がスタートして、調査項目が1から4まであるのですが、その中身においても、①と②についてどう実態把握がなされたか。そのことによって出てきたものを中間報告しようというのは、今日に至るまでみんなの決定事項だったと思います。今日初めて、そこには、自らの勝手な理由でもって、市長、副市長の話を聞くべきだということを言ってきたのですが、これについては、別に私どもも否定するものではなくて、中間報告の後に、最終的にどう報告をしていくかということの中で決めていけばいいのですが、日程上、中間報告を一般質問の最終日に持っていくということの中で、それに合わせて証言していただける8名の方については、それに間に合うようにやってきた日程でございましたので、そこにおいてはきちんとルールにのっとってやるべきであって、意に沿わないから退室をすること、本当に今回のやり方については憤りを感じているところでもあります。ですので、通常どおり、我々の委員会で決めた日程どおり、中間報告に関しては、今まで証言者が発言してくれたことを含めて、議会で、議場でしっかり報告する必要があると思います。

【副委員長】 それでは、市長、副市長の証言は、今回、最終答申の中にも含めることとして、中間報告には時間的制約がある中、行わない。アンケートの結果、証言に基づいて中間報告をまとめるということで、賛成の諸君の挙手をお願いします。

【新垣繁人委員】 違う、討論、討論。

【副委員長】 討論？ まだやる？ はい、新垣繁人委員。

【新垣繁人委員】 先ほど、委員長代理からも謝罪はあったのですが、やはり先ほどの一方的な委員会の閉め方、これは民主主義に反していると思っています。でもしっかり謝罪はいただいておりますので、今後どのような中間報告をするかと言いますと、先ほど瀬長宏委員のほうは、集計に関するアンケートは開示しないと要領にあるということをおっしゃっていましたが、ちょっと要領を読み上げます。要領の5のほうで「集計」とあります。「集計は、令和4年2月3日木曜日、午後2時より特別委員会による開封、集計、分析を行うこととする」と。また「集計作業及び集計結果は、原則公開しますが、回答、アンケートの内容、中身については、プライベートに配慮し開示しない」と。これは、全体的に開示しないという表現ではなくて、2月3日行った集計のときでのマスコミの対応をうたっております。ですので、この要領に基づいて開示ではないという解釈は間違っております。あと一つが、まず、そもそも私たちが立ち上げました決議のほうでも、調査事項としてまず①実態把握のための職員アンケートの取扱いについて。②アンケート結果に基づく参考人への聴取ということであっております。③、④は市長が行っている懇話会形式をまず監視していきますと。④は、この特別委員会が必要とする調査全般ですと。私たちが今回中間報告をしようとしているのは①と②です。先ほども言いましたアンケート結果に基づく参考証人も含めた聴取をしていくとありますので、今回、アンケートはもう終わっております。参考人の証言もいただいております。まずはその中間報告をしていくと。もちろん、市長、副市長等におきましても、この委員会は続いておりますので、しっかりと参考人招致としてきていただきます。またそこを含めて報告はしていきます。ただ、双方の意見が違ってくる場合は、私は前から言っていますけれども、場合によっては100条委員会だと思っております。最終的には調査費用をつけていただいて、事実関係の認定までする必要があると思っております。その予算がつかないのであれば、執行部がしっかり附属機関として認定すべき案件だと思っておりますので、これは中間報告として、しっかり今議会でさせていただきます。

【副委員長】 ほかに。新垣亜矢子委員。

【新垣亜矢子委員】 先ほど、ちょっとした議論ができなかったところは、本当に残念だと思っておりますが、私もアンケートに関しては中間報告をすることについては、皆さんと同意見ということで、その内容についてですけれども、まず要領の中で先ほどから議論になっていますが、2月3日に行われた集計の分に関しては、記者、報道の皆さんにアンケートの内容、中身については配慮して開示しないというのはそのときに言っておりました。全部一切公開しないということではなくて、資料2で、班長級以上職員の皆さんに出した市役所内部におけるパワーハラスメント等実態把握アンケート調査へのご協力依頼の中に、ご回答いただいた内容は、個人が特定できる部分、不適切な表現等を除き、自由記述も含め（直筆は公開せず）タイプ後、公開いたしますという文言がしっかりと入っております。これを読んで、職員の皆さんはアンケートに答えていただいたという認識で、私はずっとこのアンケート調査をしておりましたので、自由記述を含めて公開することを前提で、私は中間報告をするべきだと思っております。ただ、皆さんの意見をまとめて、どのようなアンケートの中間報告にするかということは、議論をしていきたいと思っておりますが、職員の皆さんも、市民も、このパワハラに関するアンケートに関しては関心が高いので、ぜひとも公開をしていただきたいと思います。そして今、瀬長宏委員と伊敷光寿委員が退席されましたが、この特別委員会において、当初、賛成できないと言いながらも特別委員会の委員として着席しておりますので、最後までしっかりと中立公平な立場で、この委員会審議に参加するべきだと私は思っておりますので、大変残念だと思つて

おります。

【宜保安孝委員】 3時からスタートしましたこの委員会ですけれども、今現在、5時半になっております。本日は5時より議会運営委員会があるということで、忙しい中、各議員が出席していますが、これも開かれない状況に置かれております。これは何があったかと言いますと、急にこれから行われる18日の中間報告において、これまで全く議論されなかったことにもかかわらず、いきなり市長、副市長等の意見を聞いてからやるべきだという意見が出て、それはそうじゃないでしょうということで、多分本人は納得しているのですが、市民にこれが公開されるのが嫌なのか、怖いのか、それは分かりませんが、なかなか前に進まず、そこで、本来であれば委員長がその間に入って議会の民主主義の中において、意見が割れたときには採決をさせる。それが市民の負託を受けた議員が、6万人余の市民の中の代表の22人が議決権を持ってやる。その現場に応じない。委員長が進めてくれない。そこで我々は少し冷静になろうということで休憩を求めて、しばらくたった後に再開したところ、再開したと思ったらいきなり真栄里保副委員長が閉会を宣言するという、私、12年間議員生活をしていますが、初めてこういう経験をしました。そこでその後、このままではいけないでしょうということで、退席された瀬長宏委員、伊敷光寿委員、真栄里保委員が戻ったほうがいいんじゃないですかと言いましたところ、真栄里保委員だけが戻ってきて、共産党の瀬長宏委員、そして真新会、社民党の伊敷光寿委員は戻ってきませんでした。さらなる説得を重ねてやっと戻ってこられました。残念ながら採決に加わらないということで、職務を全うもせず退席された。これに対しては物すごくショックであり、逆にベテランの議員がそれを制止するのが、やはり会派だったり、同じ仲間としてやるべきなのに、とても残念に思いながら、今現在に至っていますが、やはり職員が意を決めて、勇気を出してアンケートに答えてくれたことを、今の現状をしっかりと中間報告することについて、私は賛成したいと思います。

【楚南留美委員】 先ほどから勘違いされているのかなというのがありまして、資料1、2はひもづいています。資料1の実施要領については、これは職員に対するアンケート調査を実施するときの要項なのです。ですから1から7まで項目があって、実施目的、職員アンケートの実施期間、実施対象者、配付、回収方法、今、ずっとされている議論の5番が集計の仕方です。あと複製防止とかその他とあるのですが、この集計に関しては、こちらにいるあとの4人の委員も同じ理解だと思っているのですが、その日のアンケートを開封したときの状況に関して、マスコミがいらっしやいましたので、プライベートに配慮して開示しないとしましたのです。それはきちんと皆さん同じ理解です。資料2を拝見したときに、これは職員に対してのアンケート調査のかがみ文ですけれども、きちんと米印があって「ご回答いただいた内容は、個人が特定できる部分、不適切な表現を除き、自由記述も含め（直筆は公開せず）タイプ後、公開いたします」とうたわれているわけです。ですからこの1、2は別で、1に関しては解釈が間違っているものだと私は思っています。中間報告については、私は行うものだと理解しているのですが、それがアンケート内容の記述を公開するのか。それとも、これまで特別委員会内での職員7人の証言も含み、人事課も委員会招致していますので、その内容を公開することについては、議論はしていかないといけないと思います。

【副委員長】 それでは採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中間報告では、市長、副市長の弁明の機会は別に行うこととして、中間報告には盛り込まない。そして、アンケートで出された文言等の調整については、小委員会等で調整を図るということで採決してよろしいでしょうか。賛成の諸君の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

中間報告の中身については、小委員会で原案を取りまとめることとして、小委員会の構成は、基本的にはこれまでの作業部会と同じということで確認をしたいと思います。加えて、会派内での差替えは行ってよいと確認したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小委員会を、作業チームと名称を変更したいと思います。

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

それではお諮りしますけれども、委員長による中間報告は10日をめどとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

次の委員会は、遅くとも9日までに開会することとして、委員長から招集をすることにしたいと思います。その間、作業部会が作業を行うということも確認しておきたいと思います。はい、どうぞ。

【新垣繁人委員】委員長、もし可能であれば、次回、委員会を開会するときに、作業チームである程度内容を固めて、その報告をこの委員会で固めると思います。ただ、そのときですけれども、今回、お手元のほうに人事課の回答をいただいております。この内容に納得ができないのです。私たちが持ち帰っていただいた回答になっていないものですから、そのときに、お時間をつくっていただいて、この内容を聞く……、実際特別委員会に人事課に来ていただいて、内容のやり取りをしたいです。

【副委員長】休憩します。

～ 休 憩 ～

～ 再 開 ～

【副委員長】再開します。

回次の特別委員会の日程は、事務局と日程を調整しながら確定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

以上で、本日の特別委員会を閉じたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

豊見城市役所内部における市長等特別職からのパワーハラスメント等実態把握調査特別委員会委員長

大城 吉徳 ㊞